広州市の展示会における知的財産保護弁法

2019年11月14日改正

独立行政法人 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

広州市の展示会における知的財産保護弁法

(2009年8月18日付けの広州市人民政府令第21号にて公布され、2012年6月16日付けの広州市人民政府令第72号「『広州市の展示会における知的財産保護弁法』の改正に関する広州市人民政府の決定」に従って第1回の改正を行い、2019年11月14日付けの広州市人民政府令第168号『一部の政府規則の改正・廃止に関する広州市人民政府の決定』に従って第2回の改正を行った。)

- 第一条 当市の展示会における知的財産保護を強化し、展示業の秩序よくかつ健全な発展を促進するために、関連法律・法規に従い、当市の実情を踏まえて、本弁法を制定する。
- 第二条 本弁法は、当市の行政区域内で開催される各種の展覧会、展示販売会、博覧会、交易会、見本市等の展示会における専利権、商標権、著作権に関する保護に適用される。
- **第三条** 展示会における知的財産保護は、部門による監督管理、展示会主催者による担当、出展者による自律、社会公衆による監督の原則に従わなければならない。
- **第四条** 専利、商標及び著作権の管理部門は、展示会における知的財産の保護を強化し、次の各号に掲げる職責を履行しなければならない。
- (一)展示会主催者、出展者に対する各種の知的財産研修を組織し、かつ指導及び コンサルティングサービスを提供すること。
- (二)展示会主催者、出展者による知的財産保護義務の自発的な履行を検査、督促すること。
 - (三) 展示会において発生する様々な知的財産違法事件を摘発すること。

前項に規定する知的財産管理担当部門は、展示会における知的財産保護情報統計制度を確立しなければならない。専利、商標行政管理部門は著作権管理部門と共同で、情報共有・調整メカニズムを構築しなければならない。

第五条 開催期間が3日以上で、かつ次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する 展示会について、知的財産管理担当部門は、オンサイトオフィスを設立するか又は連 絡員を指定し、知的財産権の権利者又は利害関係者から申し立てられた行政処理請求 を受理し、立件基準に合致する請求を処理しなければならない。

- (一) 政府及び政府部門によって主催される展示会。
- (二) 国際又は国内において重大な影響を有する展示会。
- (三) 知的財産権侵害紛争が多く発生する可能性のある展示会。

オンサイトオフィスを設立しなかったか又は連絡員を指定しなかった展示会について、知的財産権の権利者又は利害関係者は知的財産管理担当部門に直接行政処理を 請求することができる。

第六条 展示会主催者は、出展者と締結した出展契約において次の内容の知的財産 保護条項を約定しなければならない。

- (一) 出展者は、その全ての出展対象が他人の先に有している知的財産権を侵害していないことを承諾しなければならないこと。
- (二) 出展対象について、展示会主催者は権利侵害の疑いがあると判断し、かつ、 出展者はその権利非侵害について有効に挙証できなかった場合、出展者は直ちに覆い 隠し、出展取りやめ等の処理措置を講じなければならないこと。
- (三)出展対象について、人民法院は権利侵害の判決を下したか又は知的財産管理 担当部門は権利侵害処理決定を下しており、かつ既に法的効力を生じたにもかかわら ず、出展者は覆い隠し、出展取りやめ等の処理措置を講じることを拒否した場合、展 示会主催者は出展者の出展証書を回収するか又は出展者の今回展示会への出展資格 を取り消すことができること。
 - (四) 展示会における知的財産権保護に関するその他の内容。

第七条 展示会主催者は、知的財産届出・公示制度を構築し、今回展示会の出展者が届け出た知的財産をカテゴリ別に知的財産保護一覧に編成し、展示会開始の 15 日前に出展者に公表しなければならない。

第八条 展示会主催者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- (一)展示ホールの目立った位置又は出展者マニュアルに、知的財産管理担当部門 が苦情や処理請求を受け付ける連絡先及び立件基準を公表すること。
- (二)出展者のために知的財産に関する宣伝・コンサルティングサービスを提供すること。
- (三)知的財産権の権利者又は利害関係者からの苦情を受け付け、約定に従って展示会期間中に発生した知的財産権侵害紛争を処理すること。
- (四) 知的財産権の権利者又は利害関係者の要求に応じて、関連事実証明を発行するか、又は知的財産権の権利者、利害関係者及びその代理人が展示会に入って証拠収集を行うために必要な便宜を与えること。

- (五)展示会における知的財産保護の情報や資料を適切に保存し、展示会の終了後に展示会期間中において自ら受理した知的財産苦情申立紛争を統計しかつ分類して整理し、分析し、それぞれ専利、商標及び著作権管理部門に報告・送付すること。
 - (六) 知的財産管理担当部門の業務遂行に協力すること。

展示会主催者は、知的財産業務機構を設立し、専任者を指定して担当させなければならず、かつ関連分野の専門技術者と法律専門家を招聘して参加させることができる。

第九条 出展者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- (一) 出展対象が知的財産に関わる場合、関連権利証明資料を用意し、かつ展示会 開催の30日前に展示会主催者に届け出なければならないこと。
- (二) 出展対象に知的財産権標識、マークを表記する場合、国の関連規定・規範に 従って表記しなければならないこと。
- (三)他人の先に有している知的財産権を侵害する疑いがある対象を展示会に出展 してはならず、出展対象の知的財産権状況を自発的に審査すること。
 - (四) 知的財産管理担当部門による監督、検査、処理を受けること。
- 第十条 知的財産権の権利者又は利害関係者は、苦情被申立人の権利侵害嫌疑行為 について展示会主催者に苦情を申し立てることができる。展示会主催者は、本弁法第 十一条の規定に従ってその苦情を処理しなければならない。

知的財産権の権利者又は利害関係者は、苦情被申立人の権利侵害嫌疑行為について 直接人民法院に提訴するか又は知的財産管理担当部門に処理を請求することもでき る。

第十一条 知的財産権の権利者又は利害関係者は展示会主催者に苦情を申し立て るにあたって、証明資料を提出しなければならない。展示会主催者は速やかに受理し かつ苦情被申立人に告知しなければならない。

苦情被申立人は、その出展対象に権利侵害の疑いがあると告知された場合、関連証拠を速やかに提示し、権利非侵害の挙証を行わなければならない。苦情被申立人は有効に挙証できなかった場合、展示会主催者は苦情被申立人に、契約の約定に従って直ちに覆い隠し、出展取りやめ等の処理措置を講じるよう要求しなければならない。

苦情を申し立てられた出展対象について、人民法院は権利侵害の判決を下したか又は知的財産管理担当部門は権利侵害処理決定を下しており、かつ既に法的効力を生じた場合、展示会主催者は苦情被申立人に、直ちに覆い隠し、出展取りやめ等の処理措置を講じるよう要求しなければならない。

第十二条 苦情被申立人は本弁法第十一条の規定に従って措置を講じることを拒否した場合、展示会主催者は権利侵害の疑いがある出展対象について撮影・証拠収集を行い、苦情申立人に引き渡すか、又は公証機関の証拠収集に協力しなければならない。

苦情被申立人が本弁法第十一条第三項の規定に従って覆い隠し、出展取りやめ等の処理措置を講じることを拒否した場合、展示会主催者は更に契約の約定に従って出展者の出展証書を回収するか又は出展者の今回展示会への出展資格を取り消すことができる。

- **第十三条** 展示会主催者は、以下の状況のいずれかに該当する出展者による同一の 展示会への参加を、次回の展示会から連続して3回拒絶しなければならない。
- (一)本弁法第十一条第三項の規定に従って覆い隠し、出展取りやめ等の処理措置 を講じることを拒否した場合。
- (二)展示会主催者によって権利侵害の疑いがあると判断された出展対象について 覆い隠し、出展取りやめ等の処理措置を講じることを拒否し、苦情申立人はその後に 当該出展対象が権利侵害に当たると人民法院又は知的財産管理担当部門によって認 定されたことを証明した場合。
- (三)以前の展示会において出展対象が権利侵害に当たると人民法院又は知的財産 管理担当部門によって認定されたことで覆い隠し、出展取りやめ等の処理措置を講じ、 係争知的財産権が有効な保護期間内にあるにもかかわらず、今回の展示会にまた同一 の出展対象を引き続き出展した場合。
- (四)以前の展示会において出展対象が権利侵害の疑いがあると展示会主催者によって判断されたことで覆い隠し、出展取りやめ等の処理措置を講じ、苦情申立人はその後に当該出展対象が権利侵害に当たると人民法院又は知的財産管理担当部門によって認定されたことを証明し、係争知的財産権が有効な保護期間内にあるにもかかわらず、今回の展示会にまた同一の出展対象を引き続き出展した場合。
- (五) 展示会における知的財産権保護業務に協力しないその他の行為があり、かつ 情状が深刻である場合。
- 第十四条 知的財産権の権利者又は利害関係者は、知的財産管理担当部門に処理を 請求するにあたって、以下の資料を提出しなければならない。
- (一)知的財産権の権利者又は利害関係者が締結又は捺印した請求書。代理人に処理を委託する場合、授権委託書を提出し、かつ授権した権限を明記しなければならない。
 - (二) 専利に関わる場合、専利証書、専利公告書類、専利権者の身分証明書、専利

の法的状態に関する証明書を提出しなければならない。商標に関わる場合、商標登録 証明文書、商標権者の身分証明書を提出しなければならない。著作権に関わる場合、 著作権の権利証明、著作権者の身分証明書を提出しなければならない。利害関係者で ある場合、更に独占的実施許諾契約書又は排他的実施許諾契約書等の証明資料を提出 しなければならない。

- (三) 苦情被申立人の名称、名称、所在の展示ブース等を含む苦情被申立人の基本 情報。
- (四) 実用新案専利又は意匠専利に関わる場合、国務院専利行政部門が発行した専 利権評価報告書を提出しなければならない。
- (五) 苦情被申立人の権利侵害の疑いがある出展対象の名称、権利侵害と疑う理由 及び証拠。
- **第十五条** 本弁法第十四条第(五)号にいう証拠について、専利権侵害処理請求に 関わる場合、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。
- (一)新製品の製造方法に係る発明専利以外に、方法の発明専利又は専利方法により直接得られた製品に関わる場合、関連する製品の配合、成分又は苦情被申立人の使用した方法を提出しなければならない。
- (二)大型機械設備、精密機器機構等の製品の実用新案専利、発明専利に関わる場合、その形状、構造又は両者の組合せが専利権保護範囲内に含まれることに関する証明資料を提出しなければならない。
 - (三) 侵害被疑製品が権利侵害に当たることを証明できるその他の証拠。
- 第十六条 当事者が本弁法第十四条、第十五条の規定に従って提出した資料は、真 実、合法的なものでなければならず、虚偽の資料を提出してはならない。

当事者から提出された資料は中華人民共和国の国外で形成されたものである場合、 公証・認証に係る関連法律・法規の規定に合致しなければならず、かつ対応する中国 語訳文を添えなければならない。

- **第十七条** 知的財産管理担当部門は、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する 展示会における知的財産権紛争を受理しないものとする。
- (一) 知的財産権の権利者又は利害関係者が既に人民法院に知的財産権侵害訴訟を 提起した場合。
 - (二) 専利権が無効宣告請求手続中である場合。
- (三) 専利権の帰属をめぐる紛争が存在し、人民法院の審理手続中又は専利行政管理部門の調停手続中である場合。

- (四)登録商標が取り消されたか又は無効と認められた後に不服審判又は人民法院 の審理手続中である場合。
- (五)本弁法第十四条、第十五条、第十六条の関連規定に合致せず、知的財産管理 担当部門から通知された期限までに関連資料を補充できなかった場合。
- 第十八条 知的財産管理担当部門は、展示会期間中に発生した知的財産関連事件を調査・処理するにあたって、苦情被申立人の展示ブースへ立ち入って現場検査を行い、事件に関する文書を閲覧・複製し、当事者に尋問し、撮影、撮像、抜取り等の方式で調査・証拠収集を行うことができる。
- **第十九条** 専利行政管理部門によって設立されたオンサイトオフィスは、簡易手続を適用して以下の条件を満たした専利権侵害紛争を処理することができる。
- (一) 専利権者又は利害関係者は苦情被申立人に今回展示会における権利侵害行為 の停止のみを求めていること。
 - (二) 本弁法第十四条、第十五条、第十六条、第十七条の規定に合致すること。
- (三)係争専利権については既に本弁法第七条の規定に従って出展前の届出と公示 が行われたこと。
- 第二十条 簡易手続に従って処理される事件について、専利行政管理は処理請求資料を受け取って 24 時間以内に立件しかつ苦情被申立人に送達しなければならない。

苦情被申立人は資料を受け取って 24 時間以内に答弁しなければならない。期限が 過ぎても答弁資料を提出しなかった場合、専利行政管理部門の処理業務の実施に影響 を与えないものとする。

第二十一条 簡易手続に従って処理される事件について、専利行政管理部門は先に 調停することができる。調停が成立せず、事実が明白で、証拠が確実である場合、専利行政管理部門は、苦情被申立人の答弁期限が過ぎた後の 24 時間以内に処理決定を 出さなければならない。

処理決定は、紛争の双方当事者及び展示会主催者に送達しなければならない。権利 侵害と認定された出展対象については、直ちに覆い隠し、出展取りやめ等の処理措置 を講じなければならない。

第二十二条 専利権者又は利害関係者による処理請求の申立から展示会終了までの間隔が48時間未満である場合は、簡易手続を適用しない。

簡易手続に従って立件された事件について、現場比較によって専利権保護範囲内に

含まれるか否かを判断できない場合、簡易手続を適用せず、関連法律、法規、規則の 関連規定に従って処理するものとする。

- **第二十三条** 展示会主催者が本弁法の規定に違反し、次の各号に掲げる行為のいずれかを有する場合、知的財産管理担当部門は是正を命じる。
- (一)展示ホールの目立った位置又は出展者マニュアルに、知的財産管理担当部門 が処理請求を受け付ける連絡先及び立件基準を公表しなかった場合。
- (二) 出展者のために知的財産に関する宣伝・コンサルティングサービスを提供しなかった場合。
 - (三) 展示会における知的財産保護の情報や資料を報告・送付しなかった場合。
- 第二十四条 展示会主催者が本弁法の規定に違反し、次の各号に掲げる行為のいずれかを有する場合、知的財産管理担当部門は是正を命じる。是正を拒否した場合、2,000元以上1万元以下の過料に処することができる。深刻な結果をもたらした場合、1万元以上3万元以下の過料に処することができる。
- (一)知的財産権の権利者又は利害関係者からの苦情の受理を拒否し、規定又は契約の約定に従って権利侵害の疑いのある出展対象について処理措置を講じなかった場合。
- (二)知的財産権の権利者又は利害関係者が要求したにもかかわらず、関連事実証明の発行を拒否し、又は権利侵害の疑いのある出展対象に対する撮影・証拠収集を拒否し、又は公証機関による証拠収集への協力を拒否した場合。
- (三)本弁法第十三条の規定に違反し、出展者が同一の展示会に引き続き参加する ことを容認した場合。
- 第二十五条 苦情申立人が虚偽の資料を提出した場合、苦情を処理する行政管理部門は警告する。主要証拠の偽造等深刻な情状が存在する場合、1万元以上3万元以下の過料を併科する。
- 第二十六条 知的財産管理担当部門及びその職員が本弁法の規定に違反し、法により職責を履行しなかった場合、権利のある機関は是正を命じ、責任を負う指導者及び直接責任者に対して法により処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。
- **第二十七条** 本弁法にいう出展対象は、展示品、展示板、展示台、製品及び写真、カタログ、視聴覚資料並びにその他の関連宣伝資料を含む。

第二十八条 本弁法は 2009 年 10 月 1 日より施行される。

出所: 2019 年 12 月 9 日付け広州市人民政府ウェブサイトを基に JETRO 広州事務 所で日本語仮訳を作成

 $\underline{http://www.gz.gov.cn/gkmlpt/content/5/5557/post_5557036.html\#12622}$